

「令和5年度浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する調査検討業務」
に係る浄化槽法施行状況点検検討会 第2回
議事録

1. 日時 令和6年3月13日(水) 14:00～16:45

2. 場所 三菱総合研究所4階 CR-D 及び WEB会議 (Microsoft Teams)

3. 参加者

委員：

現地会場参加 小川座長、上田委員、蛭江委員、河村委員、酒谷委員、田村委員、成田委員、廣末委員、古市委員、山崎委員

オンライン参加 久川様(庵途委員代理)、堀籠委員(同席伊藤様)、嶋田委員、出口委員

事務局：

環境省 沼田室長、志太室長補佐、佐藤係長、杉浦環境専門調査員

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社 三堀、小林、佐々木、岡部、中澤

4. 議題

(1) 第1回検討会の議論の確認

(2) 第2回検討会の議論の方向性・ヒアリング項目・論点の共有

(3) 自治体からのヒアリング

1. 自治体からの取組状況、課題、要望等の説明

2. 質疑

(4) 論点整理及び対応策に関する議論

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

2. 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化等について

5. 配布資料

資料1 第1回検討会議事録(案)

資料2 第2回検討会の議論の方向性・ヒアリング項目・論点

資料3-1 埼玉県提供資料

資料3-2 鳥取県提供資料

資料3-3 山梨県提供資料

資料3-3別添 特定既存単独処理浄化槽に関わる事務処理方針(R3.8施行)

資料3-4 長野県提供資料

参考資料1 法定検査・保守点検・清掃の都道府県別実施状況(令和4年度)

参考資料2 浄化槽法定検査の受検率向上に向けた取組事例

(「令和5年度浄化槽の法定検査に関する全国会議」資料)

- 参考資料 2-1 法定検査の受検率向上に係る取組支援の概要
- 参考資料 2-2 岐阜県における浄化槽一元管理システム
- 参考資料 2-3 静岡県における浄化槽法定検査へのデジタル技術活用
- 参考資料 2-4 宮城県における市町村と連携した第 7 条検査の受検徹底の手法

6. 議事概要

<開会>

- ・ 環境省 沼田室長より開会の挨拶を行った。
 - 本日はお忙しい中お集まりいただき、感謝を申し上げます。今日は第 2 回の検討会ということで、前回の第 1 回では特定既存単独処理浄化槽の実績の拡大や維持管理情報の収集、特にデジタル化の推進などの大きな方向性は検討会の中で大きな対立もなく、目指すべき方向性を改めて共有できたと思っている。一方で、いずれもなかなか現場では取組が拡大していないのが実態としてはある。何が障壁になっているのか、それを乗り越えるためにはどうしていけばいいのか、そうした肉づきの議論を第 2 回以降で進めていければと思っている。本日は自治体ヒアリングとして埼玉県、鳥取県、山梨県、長野県の 4 県に参加していただく。ヒアリングに参加していただく 4 県の皆様からは現場の率直な意見や要望を頂き、また、委員の皆様にも忌憚のない議論をしていただけたらと思っている。本日もどうぞよろしくお願いしたい。

<議事>

- (1) 第 1 回検討会の議論の確認【資料 1、2】
- (2) 第 2 回検討会の議論の方向性・ヒアリング項目・論点の共有
 - ・ 事務局が資料 1、2 について説明を行った。
 - ・ 議事録については、先ほどの説明のとおりここでは議論はしない。既にメール等で資料が送られてきているので、十分に目は通されていると思う。なお、修正や追記等があれば先ほど事務局から説明があったとおり、後日事務局のほうに連絡する形をお願いしたい。資料 2 について、本日は 4 県の担当者の方々からこの検討会で議論している内容についてまずはヒアリングをする形を取っている。まずは各県からそれぞれ説明してもらい、その後に皆様方との質疑・ディスカッションとしたい。特にヒアリング論点が 1 ページの後半から 2 ページに書いてあるので、そういった点も踏まえながらヒアリングに参加してもらいたい。埼玉県、鳥取県、山梨県、長野県の順番に行うが、時間等の関係もあるので各県とも最大で 15 分間で話をしてほしい。先に資料 2 の論点等について、何か質問があれば発言をお願いしたい。ウェブの方も質問があればリアクション等でお知らせしてもらえればと思う。この中で私が気がついた点が、裏面の上から四つ目の丸のところ、「清掃業者に対する廃掃法上の許可に区域を付す（いわゆる区域割）ことが必要であるとの意見があるが、どのように考えるべきか」という記述がある。これについては前回特に議題にも上がってこなかったが、その経緯を室長のほうからお願いしたい。（小川座長）
 - ・ 小川座長のご指摘のとおり、この区域割の論点は前回の第 1 回では議論には上がってい

ないが、今回参考資料 2 としてつけている、先月環境省の委託事業の一環として開催した「法定検査に関する全国会議」にて上がったもの。参考資料 2-2 で、岐阜県の指定検査機関である岐阜県環境管理技術センターからこの会議の中でプレゼンがあった。岐阜県は御承知のとおりデジタル化を活用した維持管理情報の一元管理を行っていて、法定検査受検率や今回の資料にもつけている清掃率も非常に高い数字を出している。資料 2-2 の「4.浄化槽一元管理について」にある通り、岐阜県では清掃業者の区域割により浄化槽情報の突合ができたとのことで、岐阜県の指定検査機関からこういった論点提示が 2 月の別の会議の中であったので、今回のヒアリングに当たって論点の一つとして追加させていただいた。(沼田室長)

- ・ 今室長から説明があったように、今後の検討会の中で、点検、清掃、検査については最終目的としては 100%実施を目指すわけなので、一つの手法として区域割というメニューもあるのではないのかという提案である。その点も含めて後ほど議論したいと思う。(小川座長)
- ・ ヒアリング項目に、2 点ほどもし可能であれば追加という形でお願いしたい。検査率等々を高めていく上では地方議会の関心も重要だと考えている。その関連で、各都道府県において地方議会でそういった関連の質問があったのかどうかを伺いたい。もう一つが、地方自治法上の事務処理特例制度により条例で書き込めば、都道府県の事務・権限を市町村に移譲することができるようになっているのだが、この仕組みを用いて浄化槽法関連の事務・権限がどの程度降ろされているのか、降ろされている場合に、それがプラスに働いているのかマイナスに働いているのか、これも併せて伺いたい。(嶋田委員)
 - 了解した。2 点目は権限移譲の件か。(小川座長)
 - そうだ。(嶋田委員)
- ・ 嶋田委員から 2 点ほど質問があったが、今回議論していることが地方議会等でも話題になったことがあるのかないのかという点。それから、当然権限移譲しているわけなので、それが検査率向上と何か関係性があるのかどうかという質問だった。これに関してどなたか意見はあるか。(小川座長)
 - ここはむしろヒアリングが終わった後の質疑の中で、各県の見解も。(環境省)
 - 嶋田委員の質問もヒアリングの中身に関連してくるので、それを終えた上でまた改めて検討したいと思う。(小川座長)
 - 了解した。(嶋田委員)

(3) 自治体からのヒアリング【資料 3-1、3-2、3-3、3-3 別添、3-4】

- ・ 埼玉県は 5 ページ刷りで資料を作成した(資料 3-1)。まずは 1 ページ目から説明する。特定既存単独処理浄化槽の措置についてである。現在の取組状況については、単独処理浄化槽の状況を把握するために台帳整備・精査を進めている。特定既存単独の指定等々はまだ行っていない。法定検査で漏水が確認された「不適正」な浄化槽に対しては、改善するように指導している。そういう浄化槽についての対応等々はしてもらっているという状況である。取組を進めるに当たっての課題としては、単独処理浄化槽は県内浄化

槽の半数弱を占め、数が膨大な関係上、個別対応ではなくどうしてもシステマティックな対応が必要な状況である。台帳の整備・精査が急務であるが、まだ十分ではない。法定検査受検率も県内はまだ 23%ほどで、漏水等を確認できている浄化槽が今のところの手段としては法定検査しかない以上、漏水を確認できる浄化槽が限られている。2 点目として、特定既存単独処理浄化槽を判定するに当たり、必要な知識を持つ職員が不足している。どうしても行政が指導する以上、行政の職員が知識を持っていなければいけないので、そういうところの知識が不足している。法定検査で漏水が確認された浄化槽について、穴をふさぐ補修作業で対応しているケースが多いが、それが適切な措置かどうかという判断がつかない。課題を踏まえた国などへの要望の話になるが、台帳整備に関しての要望に関してはまた別途この後の台帳のほうで話をさせてもらう。もう一つの知識の面に関しては、指導、処分するに当たり分かりやすい処理基準があると我々としても大変助かる。2 ページ目は台帳の件についてである。埼玉県で取り組んでいる台帳システムの運用の仕方になる。令和 3 年度にシステムを開発して、各業者から維持管理情報をもらう体制を整えたところになっており、それを今順次運用している。維持管理情報がどんどん集まっていけば台帳の精査も進むというか、具体的に生きている浄化槽、死んでいる浄化槽があぶり出されて精査につながるという考えの下で進めている。システム自体は集約システムと突合システムを開発して、そちらで維持管理情報を業者から報告してもらい、それを既存の浄化槽の台帳と突合していく。埼玉県は全国 4 位の浄化槽基数を持っているので、特別対応がやはり難しいので複合システムがどうしても必要になってくるため、こういう運用の仕方をしている。次のページをお願いしたい。今埼玉県はこの取組のスケジュールで運用している。もともとこの資料は先日行われた法定協議会の資料となるので、そちらを引用してきているものである。一番上から法定検査、保守点検、清掃、台帳、維持管理指導と書いていて、法定検査に関しては一括取込ができるように、突合システムがまだ法定検査には対応していないので、そこら辺をどうしようかと検討している段階である。2 番目の保守点検情報に関しては、令和 4 年 11 月から保守点検業者から情報をもらい始めていて、そちらを先ほどのスキームに乗せて情報を収集して突合している。清掃情報については、今年度の末から来年度にかけて順次市町村や清掃業者から清掃情報をもらうという形になっている。ただ、どうしても台帳の精度が十分ではない以上、突合システムのみで簡単につながるという状況でもないのので、今後は外部委託等々もしながら突合を進めていきたいと考えている。そういう台帳を使って今後また維持管理の指導をしていきたいという図になっている。次のページをお願いしたい。取組を進めるに当たっての課題である。本県の浄化槽設置基数は全国でも 4 番目に多く、法施行前に設置された浄化槽がとて多いことから現状の把握が困難である。また、変更、廃止、休止に伴う届出数も十分ではないのではという話があり、浄化槽台帳の精度が上がらない要因となっている。浄化槽台帳の精度を上げるに当たり、下水道への接続情報、水道の使用や空き家情報などの活用は有効だという話はあるが、どうしても個人情報等を理由に市町村から提供を受けられない状況がある。そちらも一つ我々のネックになっているところである。二つ目の課題として、維持管理情報の報告を

関係業者から受けているが、設置届等に記載された所在地が維持管理情報として報告される所在地とずれがある。建築確認申請の情報が更新されていない場合も実際にあり、そちらのずれで先ほどのスキームにあった突合システムを使っても、3割ほどの維持管理情報が浄化槽台帳へ取り込めない状況になっていることが台帳精査の一つのネックになっている。こちらが進めば維持管理情報がより入るので精査が進むというところになっている。最後のページをお願いしたい。こちらは課題を踏まえた、国などへの要望である。一つ目は、先ほど個人情報の話をしたが、個人情報保護法上、浄化槽法上で提供を受けられるという文言がある以上そこら辺のことが問題ないということ、国から市町村へ可能であれば通知をお願いしたい。我々としても、こういう通知があるのだから適用しても問題ないというような話の文脈にもできるので、可能な限りお願いできればと思っている。二つ目としては、区画整理等による住居表示変更時に、変更前・変更後のデータ形式の統一化と従前の住居表示等の電子データを変更後データに一括で置き換えるツールがあれば、我々としては大変助かると思っている。(埼玉県)

- ・ 鳥取県は、資料 3-2 を用いて説明する。2 ページ目をお願いしたい。鳥取県の現在の取組状況だが、令和 3 年 6 月に法定協議会を設立して、部会なども設置した。台帳整備や特定既存単独処理浄化槽の措置については今年度からだが、協議しながら進めている。まず浄化槽台帳については、文字ばかりで申し訳ないがこういう項目について取り組んでいる。行政が保有する浄化槽台帳と指定検査機関が保有する浄化槽台帳の不突合解消ということで、指定検査機関が保有する台帳情報のほうに合わせて突合せ、そちらについて今年度作業を行い、浄化槽コードを統一で与えて、それを指定検査機関と共有する。また、毎年 5 月末ぐらいに保守点検業者と清掃業者から実績報告をもらうが、そちらの項目を簡潔にして様式統一し、浄化槽台帳のシステム化も図っている。今年度から全浄連が提供している Z-Join を導入して、そちらに一括で実績報告書の情報を取り込めるように令和 7 年度から統一様式での実績報告書電子化に向けて整理しているところである。次に特定既存単独処理浄化槽の措置について、今年度に判定部会を設けて、そちらで実際に判定(意見聴取)を実施しているところである。部会の設立前に、立入検査をする浄化槽についてスクリーニング方法、実際に立入検査をして特定既存単独処理浄化槽に判定するまでの手順等を確立して、今年度は試行的に行っているところである。判定を実際に行った後の指導フローについては協議(検討)中である。3 ページ目をお願いしたい。取組を進めるに当たっての課題で、台帳整備については個人情報の取扱い、浄化槽コードの提供が課題だったが、個人情報保護法の改正によって個人情報ファイル簿を作成して、目的内利用ということで提供が可能になった。行政機関と指定検査機関の突合をしたが、指定検査機関のほうで登録されていない基数がかなりあるということが問題になっている。保守・清掃業者だけが把握している管理者情報などの提供については、まだ何もできていない。次に特定既存単独処理浄化槽のほうで、実際に今年度立入検査等を試行的に行ったところ、環境省が出している「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」の、判定の参考となる事項の内部設備は清掃を行う時でないとは確認できない等、立入検査を実施しても確認できない項目が多いという判定員か

らの意見が多かった。また、鳥取県は特定既存単独処理浄化槽が下水道整備区域にある場合が結構多くて、単独処理浄化槽が特定既存単独処理浄化槽に判定された場合に下水道への接続になる。そのときは合併転換などができないので、接続の勧奨しかできないというところで、費用面を理由に公共下水への接続を拒んでいる管理者にどう対応するかが問題になっている。4 ページ目をお願いしたい。先ほどの課題を踏まえた国などへの要望で、浄化槽台帳の整備後に、不明（となっている）浄化槽の確認等の精度を上げるための取組、現地調査を、市町などについては権限移譲交付金で実際に対応してもらっているが、基数が多いところについてはそれだけでは対応が難しい。何かそういう現地調査などについての補助があればと思う。次に特定既存単独処理浄化槽の措置のほうで、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」（ガイドライン）の、判定の参考となる事項の見直し等が必要なのではないかと考えている。実際に立入検査を行うときに、部会のほうで業者や指定検査機関も一緒に参加してもらっているが、行政だけでもし行うことになると判定を行うための勉強会などが必要になるのではないかと考えている。最後に、公共下水、農業集落排水への接続となった時には、今は補助がないので何か必要ではないかと考えている。その他になるが、管理者が自分の使っている浄化槽が単独処理浄化槽か合併処理浄化槽か知らないという方が結構いるので、国からも広報活動を行ってもらえるとうれしい。（鳥取県）

- ・ 山梨県における特定既存単独処理浄化槽や浄化槽台帳の整備等について説明する。
- ・ まずは一つ目の、特定既存単独処理浄化槽の措置についてである。1.現在の取組状況は、令和3年8月に「特定既存単独処理浄化槽に係る事務処理方針（別添）」を策定した。本日の別添資料として配っていると思うので、そちらをまた後ほどゆっくり見てもらいたい。この事務処理方針の中では判定基準を二つ設けている。①浄化槽の現在の状況が、生活環境及び公衆衛生に悪影響を及ぼしているのか、または近い将来に及ぼすおそれが高いと判断された。②浄化槽の不具合が改善されるめどが立たない。この二つを判定基準として設定している。本県で指定検査機関が法定検査を実施して、単独処理浄化槽に関して特定既存単独処理浄化槽のおそれがあると判断した場合は、県の出先機関である林務環境事務所に法定検査結果を送付することによって、特定既存単独処理浄化槽のおそれがあるものを把握している。法定検査結果表の備考欄、余白に「特定既存単独処理浄化槽のおそれがある」というような文言を書いてもらうようにして把握を図っている。そういった結果表が指定検査機関から林務環境事務所に届いたら、県の林務環境事務所の職員が各浄化槽管理者に電話等で確認を行っている。電話をした結果、浄化槽管理者に改善の意思がある、下水道に接続する、使用を休止する、修繕するなどそういった意思がある場合には、特定既存単独処理浄化槽と判定しないことにしている。本県では事務処理方針を策定した令和3年8月から現在まで、16件ほどの特定既存単独処理浄化槽のおそれがあるという報告が上がってきているが、どの浄化槽も浄化槽管理者に改善の意思があるという状況になり、特定既存単独処理浄化槽と判定した実績は特にない。
- ・ 次に、2.課題について説明する。事務処理方針を策定して現在まで課題と感じている

部分に関して、浄化槽管理者に改善の意思はあるが、経済的な理由で修繕や単独から合併への入替えなど早期の改善が難しい事案が多いと感じている。補助金制度の案内等もするが、やはり高齢の方だとあと何年住むか分からないしこのままでもいいというふうになってしまい、なかなか進んでいない状況がある。周辺環境への影響の判定項目に井戸の設置状況があり、こちらは令和3年2月付の環境省からの指針に基づいて井戸の設置状況について条件に入れているが、半径何 m に生活用の井戸があればこれに該当するのかといった判断に苦慮している。

- ・ 続いて、3.国への要望に移る。私のほうで指針を抜粋した。「特定既存単独処理浄化槽は将来の蓋然性を含む概念であり、必ずしも定量的な基準により一律に判定することはなじまない。既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況、周辺環境への影響等を勘案して、総合的に判断されるべきもの」と記載されていて、判定の具体化をしてもらえると実際に判断する我々都道府県の職員としてもありがたい。先ほど課題の中でも書いたが、経済的な理由で早期に対応できない場合にどういった方針で指導していけばいいのか記載してもらえるとありがたい。
- ・ 続いて、浄化槽台帳の整備について説明する。1.現在の取組状況である。苦情対応や法定検査未受検者への指導等に浄化槽台帳を活用しているが、精度が低く、行政指導が効率的に実施できないことが課題となっている。そこで、今年度は環境省の循環型社会形成推進交付金等（指導監督交付金）を活用し、令和5年度に浄化槽台帳の精緻化を実施した。精緻化の内容としては、①浄化槽台帳（約11万件）と下水道接続情報（市町村提供、約5.6万件）の突合である。やはり個人情報があるということで、全ての市町村から下水道接続情報を提供してもらったわけではない。約半数である。②浄化槽台帳と保守点検・清掃顧客データ（維持管理業者提供、約6.7万件）を集めることができた。しかし、こちらも個人情報保護の心配があるということで、全ての業者から情報をもらえたわけではない。①に関しては下水道接続情報との突合なので、既に廃止されている浄化槽をどれだけ見つけられるかということになる。結果としては、今年度中に約7,000件を廃止（下水道接続済）扱いとする予定である。②に関しては、無届浄化槽の把握がメインになるが、数字だけ見ると約5.3万件ということで非常に大きな数字に感じる。こうなった原因が、まずは保守点検や清掃の顧客データが不完全なものが多かったということが上げられる。自分の管理している管理者だけが分かればいいので、自分だけが分かるように情報を記載している場合に、住所等が不完全であり一致しないものが多かった。現在この約5.3万件の精査を進めており、今では3万件程度まで一致しないものが減っている。今後もこの3万件の精査を進めていった上で、本当に無届浄化槽が何基あるのか、かなり少なくなると思うがそれを浄化槽台帳に反映させていこうと考えている。
- ・ 2.課題に移る。先ほど私のほうで少し触れたが、やはり全市町村が下水道接続情報の提供に協力したわけではない。二つ目も少し話したが、維持管理業者側の顧客データ管理に不備があるものも多く、なかなか浄化槽台帳の精査につながらなかった部分があった。さらに浄化槽台帳の精度を上げていくために、GISの導入等さらなる精度向上が必要だ

が、やはりコストがかかる。

- ・ ここで 3.国への要望として、浄化槽台帳の精度向上のため、交付金の継続を要望する。循環型社会形成推進交付金があったことによって今年度浄化槽台帳の精査に踏み切ることができたという背景もあるので、今後も継続してもらえるとありがたい。
- ・ 次に、関係者からの情報収集についてである。1.現在の取組状況だが、保守点検業者に対して保守点検の記録の徹底を指導している。指導の内容としては、文書を通知するなど法で定められた研修会の中で記録の徹底について働きかけている。さらに、法定協議会を通じて、清掃業者の組合に対して清掃情報の提供を働きかけている。
- ・ 2.課題としては、組合に加入していない清掃業者から理解を得ることが難しい（個人情報提供に難色を示す場合が多い）。また、組合に加入していない清掃業者は小規模事業者や高齢の事業者である場合があり、インターネット環境が整っておらず電子化への対応が困難で、なかなかデータを提供できる状況ではない場合もある。ここに関しては県のほうで業者に直接働きかけていくことを今後も継続していくことが重要だと考えているので、特に国への要望に関しては記載していない。（山梨県）
- ・ 事務処理方針について、もし説明があれば追加してほしい。（小川座長）
 - 事務処理方針に関しては事務フローというものを設定しており、担当者が変わった場合でもこのフローを見て特定既存単独処理浄化槽に関する指導の内容について分かりやすいようになっている。引き継ぎに対して強くなっているというふうに感じている。細かい内容については時間の関係もあるので省略させてもらう。（山梨県）
- ・ 長野県は資料 3-4 を用いて説明する。まず、特定既存単独処理浄化槽の措置である。現在の取組状況は、ここに記載していないが法改正以降過去に 1 件判定した事例がある。ただ、その判定については環境省の指針を参考に判定しており、独自に判定フローなど定めた基準等はない。特定既存単独処理浄化槽を抽出して、それだけにフォーカスした指導は実施していない。過去から、法定検査で不適正と判断された浄化槽に対して立入検査（必要に応じて水質検査）を行うことは変わらないので、特定既存単独処理浄化槽の可能性のある浄化槽を抽出してはいない。その中で特定既存単独処理浄化槽に該当し得る浄化槽があれば、指針を参考に判定している。今年度からの取組になるが、指定検査機関から法定検査の結果を送ってもらう中で、特定既存単独処理浄化槽のおそれがある浄化槽を明確にしてもらっている。対象としては、不適正判定の単独処理浄化槽のうち、漏水、破損等により大規模な修繕や交換を要する浄化槽に関して、一番下の表にあるように、エクセルのリストで法定検査の結果を送ってもらう。その中の項目として、右から 2 番目の「単独難あり」に該当しているものを分かりやすく明示してもらうとともに、該当部分の漏水、破損の確認ができる写真を添付してエクセルとともに報告してもらっている。次のページをお願いしたい。取組を進めるに当たっての課題で、指針に記載されている判定根拠が不明確、また扱いづらいということで、ほかの都道府県からの話があったとおりの定量的ではない。特に周辺影響はどの程度まで判断すればいいのか、どこまでを範囲として見ればいいのかというところがないので、判断根拠が若

干ぶれるところがあると感じている。また、そもそもの話だが判定の有無によらず、改善に関しては単独だけではなく合併も、適正な管理がされていないものについて行政指導していくことは共通である。判定によって除却という措置が可能となっているが、実際に管理者に対して指導する手段については何も変わらないので、そもそも判定にそんなに注力する必要があるのかと個人的には感じている。また、ほかの県と同様に専門職員がおらず、職員が減少する中で、行政だけで立入りする、法定検査員と連携して行うこともあるが、その中で立入検査だけを増やしていくことはなかなか難しいと感じている。これらの課題を踏まえて国への要望だが、そもそも判定ということにどこまで力を入れる必要があるのかと感じているので、あくまでも一例だが、漏水が確認されたものは全て特定既存単独処理と判定するというふうな簡単な指針にしてしまっていて、結局はその後にどうやって指導するかというところを見せる必要があると感じている。二つ目に、法定検査の会議で環境省が示された中で、40年以上経過している単独処理浄化槽が結構あるということだったので、対応年数等を考えるのであれば将来的にそもそも使用禁止にするところまで見据えて、何かロードマップではないがそこまで見据えないと、強制力ではないがなかなか進んで行かないと思う。また、除却の措置が可能とされている中で取り得る手段は多分変わらないので、そういう指示をする、除却するように言うのであれば、何かしら浄化槽の転換だけではなくて下水道接続などもあるかと思うが、そこら辺に対して何か上乘せなど別の手段として対策が必要かと思う。次のページで、浄化槽台帳の関係である。こちらの話をする前に、前提条件として長野県において市町村への権利移譲は届出事務のみ行っている。先ほど来言っている維持管理指導や台帳整備は県に権限が残っている状況である。長野県の場合は、環境省から無償で配布してもらっている台帳システムを使用している。そちらの情報更新・管理は、指定検査機関へ業務委託しているという状況になっている。届出事務が市町村に移管されているので、市町村からその届出情報を県の現地機関を通じて指定検査機関、委託機関へ情報提供する。指定検査機関に業務委託しているので、自ら行った法定検査情報などもまとめて台帳システムのほうに更新、入力してもらっている。ただ、費用面等の関係もあり、オンライン運用にはネットワークの構築が難しかったので、オフラインで運用しているのが現状である。届出情報についても、システムで入力してそれをCSVで上げ出して受け渡すということではなくて、台帳整備をする前から行っていた方法を継続する形でエクセルや場合によっては紙もあるが、それを月に1回の月報という形で届出情報を指定検査機関に渡すという手段を取っている。次のページをお願いしたい。関係者からの情報収集について、直接的に保守点検、清掃業者の方から情報を収集していないのが現状である。維持管理情報、保守点検、清掃を行っているかということについては、法定検査で確認した情報を基に必要な回数を取っているかということを確認している。今年環境省の指導普及調査で実際の実施率調査においては、法定検査で把握した情報が不十分であるということなので、別に調査を実施した。理由も記載のとおりだが、法定検査の時に管理者に書類を確認するので出すように言っても不在で確認できない、出してくれていないということがある。本当は行っているが確認はできていないために実施率が下がるの

ではないかという懸念があったので、別に調査をしたという状況である。その調査においては、保守点検・清掃ともに県のほうから業者に対して照会している。理由としては、複数市町村を営業範囲とする業者がいるため、複数の市町村からばらばら来たらこれは何だという話が出てくるのが想定され、また、県のほうでまとめて一括して照会したほうが早いのではないかということで、保健所設置市分も含めて保守点検業者約 230 社、清掃業者約 80 社に照会した。これに関してはあくまで実施率の調査ということで、後々でも説明するがやはり個人情報の提供ということに対して、何でこれを出さないといけないのかと不信感等を持つ方もいるので、あくまでも実施基数を市町村、単独／合併別に集計したということになる。次のページをお願いしたい。取組を進めるに当たっての課題で、台帳整備に関してオフラインで運用しているという背景にもつながるが、ネットワークの構築、県内 77 市町村及び県の現地機関をつなげるに当たっては費用面が一番困るということがあった。したがってオフライン運用としたが、構築時だけではなくてそのネットワークを維持していく管理に対しての費用も不足していて、そこが課題である。関係者、維持管理業者からの情報収集というところの問題点としては、紙媒体で保存されている記録票を電子化する。もちろん紙で行っている方もまだいるので、そこら辺はどこまで強制力を持たせて提出してもらうのか。そもそも、紙で提出してもらっても誰がそれを電子化するのかというところが課題として上げられる。また、そもそも提出した情報を何に使うのかというところに理解を示してもらえないので、提出しなければならないという根拠、あくまでも情報提供をお願いする形で業者の皆様をお願いしている状況なので、個人情報の取扱いを含めてどこまで明確にできるか、理解してもらえるかという課題がある。これらを踏まえて維持管理情報を集約することの課題だが、そもそも収集することが目的ではなく、適正な維持管理を行ってもらうことが目的だと思っている。保守点検・清掃を含めて法定検査全てを整理して必要な指導や啓発を行っていき、その上で改善指導を図るという流れを全体的に改めて整理して構築する必要があると感じている。課題を踏まえた国などへの要望は、共通システムの整備で台帳整備については各都道府県で進めているが、維持管理情報をどこまで収集するのかというところが、本当に必要なのであれば一体的に決めてほしいというのが本音である。また、情報収集の根拠の明確化で、ほかの県でもあったが、個人情報保護法の改正があった。その辺りについて、浄化槽法の改正の時に個人情報保護条例に沿った対応をすることが望ましいというような書きぶりが確か通知にあったと思うが、そのアップデートというか全国的な統一見解で行けると思うので、その辺を整備してもらえれば実際に運用する側としては助かる。また、情報提供という形で各業者からもらっているが、そこを義務化してしまってもいいのではないかと考えている。本当に情報を集めることが必要なのであれば、法律にあるか分からないが、管理者や各業者は維持管理の結果を報告しなければならないという規定を設けてしまえばいいのではないかと考えている。情報収集に重きを置くのであれば、そこまで施行してもいいのではないかと考えている。(長野県)

- ・ 以上をもって、4 県の担当の方々から説明をしてもらった次第である。今 4 県から説明してもらったので、その中で質問を受け付けたいと思う。なお、ただいまの説明を受け

ての例えば対応の方向性の検討に関わる論点出し、あるいは詳細な議論は次の議題として設けているのでそちらに回してもらい、あくまでも説明してもらった内容や資料等についての質疑応答という形を取らせてもらう。その旨、御理解のほどよろしくお願いしたい。(小川座長)

- ・ 浄化槽台帳についていろいろ説明を聞いていると、やはり既存の台帳などの情報があり、その突合に非常に苦勞しているという共通点があると思う。その中で、浄化槽コードの統一を鳥取県が行っていると思うが、そのコードの番号の決め方や、例えば地域で分けているのか、浄化槽のタイプで分けるのか、その中で維持管理をしている、していないということも入れているのか。もう一つ、コードをつけたときに何かデメリットがあるのかどうか。その二つを伺いたい。(成田委員)
 - 浄化槽コードは指定検査機関と突合したので、指定検査機関が登録していた浄化槽コードに統一したが、今後のコードの共有手順としては行政の方で設置届等を受理し浄化槽台帳に登録するときに浄化槽コードを与えて、行政から指定検査機関のほうに提供していく。浄化槽コードの提供が今まで協議会で個人情報に当たるということで問題だったが、個人情報保護法の改正によって目的内利用ということで鳥取県としては扱っている。(鳥取県)
 - 浄化槽コードとは、全ての浄化槽に番号をつけることかと私は理解した。いい事例があれば全国でそれを共通に取り入れていけばという思いで質問した。何か今後そういうものがあれば、ぜひモデル例のようなものをつくってもらえればと思う。(成田委員)
- ・ 今の浄化槽に番号をつければというものは、富山県では設置届の段階で最初から番号をつけているので、それが台帳整備に生かされている。もう一つ、山梨県の説明にあった、井戸と浄化槽の距離について、建築基準法施行令第34条第1項に便槽との距離は5m以上というのがあるが、浄化槽にも該当するのかと。もう少し調べればそういうようなことも出てくるのかもしれないが、浄化槽もこういう指導をしている事例があるようだが、何しろ建築基準法では5m以上という。私も実際に経験して、公民館と湧水のところの距離が5mもない、2mぐらいしかなかったので指摘をしたら、行政のほうでそれを離れたという事例もある。(上田委員)
 - 情報提供してもらい、感謝している。(山梨県)
- ・ なお、特定既存単独処理浄化槽の措置に係る指針のより具体的な検討が、システム協会でも議論があって、ちょうどこの井戸との距離についても現在検討中である。それがまともなれば具体的な数値等が示されると思うので、ぜひ参考にしてほしい。現時点は何か酒谷委員からあるか。(小川座長)
 - 井戸との距離については明確にはなっていない。告示であるいわゆる構造方法、構造基準と今まで言われていたものの中で、単独処理浄化槽の処理水を地下浸透する場合、その浄化槽の位置から30m以内に井戸がある場合はそれを認めないという、一応告示のほうで30mという数値が入っている。これは浄化槽から地下浸透させる場合で、今言っていた便槽のほうは5mになっている。漏水ということからいく

と確かに 5m のほうが近いのかもしれないが、その根拠をつなげることが今のところはまだ法令としてはない。実はそこを具体的に示そうというふうなことを行ったが、どうも整理し切れない。30m のほうは割と技術的な根拠があるようだが、5m のほうは技術的な根拠がまだ見つからないので、少し分からないところがある。
(酒谷委員)

- ▶ 便槽となると直接し尿による汚染につながるし、先ほどの酒谷委員が言ったものは放流水の地下浸透における基準なので、一概に同じ土俵には使えないと思う。現在システム協会のほうで議論しているので、追ってまとまるのではないかと考えている。(小川座長)
- ▶ インターネットで見ると 5m から 30m というものも出てくるし、浄化槽と井戸の距離で検索をするといろいろなものが出てくる。(上田委員)
- ▶ かなり以前だが、東京都、長野県、埼玉県、千葉県などで、今の井戸との関係は議論して要綱のようなものがつくられているので、それはほぼ固まっていると思うが、便槽のほうについては私も知らない。(河村委員)
- ・ 河村委員から提供してもらった要綱の検索も、議論する上においては必要ではないかと思う。嶋田委員から冒頭に質問があったが、どこかの県に伺ったほうがいいのか。(小川座長)
- ・ 先ほどどちらかの県で、一部は事務・権限を移譲しているが、その他は事務・権限を移譲していないというような話があった。各県それぞれどのように事務・権限の移譲をしているのか確認させてほしい。(嶋田委員)
- ・ 先ほど説明してもらった 4 県で、権限移譲されている県はどこか。何か意見があればアドバイスをお願いしたい。(小川座長)
 - ▶ 先ほど長野県の資料において権限移譲のことを触れた。書いてあることが全てだが、とりあえず届出を移譲して、その後は維持管理に関しては市町村の受入れ体制ができたところだと考えていたが、なかなか難しい。人の配置などもあり、特に最近は維持管理指導に関しては権限移譲するという動きはなかなか取れていない。届出事務だけ移譲しているというふうに分かれているのが長野県としての現状である。
(長野県)
 - ▶ 本県においても、浄化槽法の各種届出の受付事務に関しては全市町村に権限移譲している。維持管理指導に関しては、一部の市町村が浄化槽管理者に限るが指導権限を有している。浄化槽台帳の作成に関しては、どこの市町村にも権限移譲していないので、山梨県でとなっている。(山梨県)
- ・ もう一つ、地方議会のほうで浄化槽に関する話題があったかどうかという質問があった。4 県の議会で浄化槽に関わる質疑等があったかどうか、もし情報提供があれば発言をお願いしたい。どちらの県でも結構である。(小川座長)
 - ▶ 台帳についての質問はあったが、特定既存単独処理浄化槽については今のところない。(埼玉県)
- ・ 台帳については整備をしっかりと行うようにという指摘だったのか。もし差し支えな

れば具体的な内容を提供してほしい。(小川座長)

- ▶ 具体的な質問内容は今資料の用意がなく正確な回答ができないが、確かしっかりと進めてほしいというような話だったと思う。(埼玉県)
- ・ 議会での発言という話で、嶋田委員が意見をもらったので。台帳やほかにもいろいろあるが、徳島県では過去に県議会において「特定既存単独処理浄化槽への対応」に近い法定検査未受検者に対する「罰則規定適用」に関する議論があった。これは法定検査受検率向上のため、法定検査の受検案内に「罰則規定」を明示したところ、法定検査受検率が低い中では不公平感が生じることから「これはやりすぎではないか」との指摘をいただいたものである。こうしたことから徳島県では、法定検査受検率が現状約6割程度であることから受検率が上がってこないと既存単独処理浄化槽への除却「命令」は、罰則規定の適用と同様に難しいと考えているようだ。(田村委員)
- ・ 山梨県のペーパーの上段のところに、「指定検査機関が特定既存単独処理浄化槽のおそれがあることを林務環境事務所(県出先機関)に連絡し、林務環境事務所職員が浄化槽管理者に電話等で確認」という記述があるが、結局はその11条検査の結果をもって、特に現地立入調査をせずにこのような措置を取っているというふうに理解しているのか。(小川座長)
 - ▶ 電話確認だけで済ませずに、立入検査をする場合もある。立入検査をする際には、実際に不適正という判定を行った指定検査機関の検査員の方にも同行してもらっている。(山梨県)
 - ▶ 基本は単に電話連絡だけで済ませるのではなくて、必ず立入検査も付随しているというふうに理解しているのか。(小川座長)
 - ▶ そのような理解で問題ない。(山梨県)
- ・ もう一つ、その下の「浄化槽管理者に改善の意思がある場合には、特定既存単独処理浄化槽と判定しない」というのは、当然改善するわけだが猶予期間などは定めているのか。例えば3年以内に改善するのであれば特定という扱いにはしないなど、具体的な何かがあるならば教えてほしい。(小川座長)
 - ▶ 具体的な時期は特に定めていないが、やはり浄化槽管理者が下水道接続をする、休止するなどの対応をしてくれる方はすぐ対応してくれるという印象を持っている。(山梨県)
- ・ 具体的には、改善はすると言いながら何年も引きずるというケースも、私はほかの県でそういう実態もつかんでいるが、それでも特定既存単独処理浄化槽という位置づけにはしないという理解なのか。(小川座長)
 - ▶ 現在は特定既存単独処理浄化槽と判定した浄化槽はない。(山梨県)
- ・ 各都道府県の方に伺いたい。特定既存単独処理浄化槽の判定基準がなかなか明確でない、法定検査の内容との齟齬の話などいろいろと出てくると思う。その中で、現在の行政が行う検査か指定検査機関が行う検査かということもあるが、内容の判定方法をもし明確化するということがあれば、法定検査を基にした内容であれば各都道府県のほうで判定する流れが明確になるのかどうなのか。その件について意見があれば教えてほしい。(古

市委員)

- ・ 古市委員、特にどこの県という指定はないか。そのほうが答えやすいかもしれない。(小川座長)
- ・ 長野県のほうで先ほど指針等の話があって、「法定検査で不適正と判断された浄化槽に対して立入検査(必要に応じて水質検査)。特定既存単独処理浄化槽に該当しうる浄化槽があれば、指針を参考に判定」と書いてあるので、まずは長野県から教えてほしい。(古市委員)
 - 法定検査の結果を基にということ、我々は既にそのような形で、それを第1段階というかそれで最初に目をつけるということを行っている。一番は法定検査の結果が、こちらはしっかりとした専門的な知識がある方で行っている中でというのがるので、そこが基準になるのであれば一番それがいいと思う。ただ、判定という行為自体にどこまで重きを置くかというところがあるので、全体的な話は難しいが、判定するのであれば法定検査を基にすることが一番全国的な共通展開でいけると思っている。(長野県)
- ・ 今の話に関連するので、埼玉県か長野県になると思う。11条検査で例えば不適正が出たときに、ここでは指導しているという話があるが、この指導という内容がどのようなものなのか、どういう法令に基づいているのか。指導指針などを各県でつくっていて、それに基づいて行っているということがあるのかもしれないが、あくまでも恐らく浄化槽法では11条検査で不適正が出ても、11条検査を続けて受けるようにという話しか法令的にはないような気がする。したがって、何か指導したり勧告したりという改善をするときには、特定既存単独処理浄化槽という判定が必要なのではないかというふうに私は捉えている。これは間違っているのかもしれないし、分からない。環境省にも確認したほうがいいのかも。法令上はそうなっているような気がする。そこが11条に基づくものと特定既存単独処理浄化槽に基づくものとの大きな違いだというふうに認識している。そこのところはどうか。とりあえずは埼玉県に伺いたい。(酒谷委員)
 - 指導については県で通知を出しており、それに基づいて11条で不適正が出た浄化槽に対しての指導を行っている。(埼玉県)
- ・ 11条検査をもってではなくて、その上で結果を踏まえながら指導指針に基づいて特定化に結びつけるということか。(小川座長)
 - 通知は特定既存単独処理浄化槽の指定に係るものではなく、11条の不適正が出た浄化槽についての指導について通知したもの。(埼玉県)
- ・ 今の点に関して、私の認識では11条の検査の結果、不適正という結果が出れば12条の1項でも「浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な助言または勧告をすることができる」という条文があるので、これに基づいて、特定既存単独処理浄化槽であろうとなかろうと実施できると認識している。(嶋田委員)
 - その法律の見方で、私はそれに基づいて適正に保守点検や清掃をできるというのが12条だと思っている。するようにさせる勧告ができるという。それを修理して穴をふさぐなどの話には法令上はつながっていないような気がする。私も法令上

- のところは詳しくないので分からないが、読み方としてどうなのか。(酒谷委員)
- ・ 嶋田委員、今の 12 条の記載で特定既存単独処理浄化槽の措置まで持っていけるのかどうか。法律的な解釈につながってくるが、先生の見解としてはどうか。(小川座長)
 - 12 条 2 項では、「改善措置又は当該浄化槽管理者に対し使用停止を命ずることができる」というところまで書いている。それに基づいて一定の浄化槽の修理等もここに含まれているのではないかと私は考えていた。(嶋田委員)
 - ・ 現時点でそこが特定既存単独処理浄化槽の措置まで含んでいるかどうかだが、環境省はそこについて何か意見はあるか。(小川座長)
 - 現行の 12 条 2 項では現実として指導の対象になるかと思うが、特定既存単独処理浄化槽の改善というところまで読み込むのはなかなか難しいと思っている。ただ、嶋田委員がおっしゃるように改善命令を出せる規定が 12 条 2 項にあるので、本当に必要があればそういった命令は特定既存単独処理浄化槽と必ずしもリンクしているということではないかと思われる。もう 1 点は、12 条 1 項の指導については「生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは」ということなので、まさにこういう支障があると認められれば広く指導ができるということである。指導の契機というか始まりとしては 12 条 1 項で特定既存単独処理浄化槽も含む幅広いものに指導、助言、勧告ができると思っている。(環境省)
 - ・ 命令については法的根拠が必要である。しかし、行政指導全般は必ずしも法律に明確な規定がなければできないものでもないもので、12 条についてはあくまでも確認規定であり、これがなければできないというものでもない。修理をしろという命令はできないが、してねという指導、お願いは仮に 12 条がなくてもできるというふうに私は理解している。それが一般的な理解ではないか(嶋田委員)
 - 一般的には先生の指摘のとおりかと思う。(環境省)
 - ・ 論点の中に今回加わった清掃業に関わる課題で、今日説明してもらった 4 県について区域割というルールを行っている県はあるか。県全体は難しいかもしれないが、市町村レベルで清掃業の区域割をしているところがあれば情報提供してほしい。(小川座長)
 - 埼玉県は確か 2 市町村で区域割をしている。(埼玉県)
 - それについて何か県としてコメント的なものはあるのか。それをしたことによって何か効果が出たとか、あるいは特にほかとは差異がないなど、そういったような情報は持っているか。(小川座長)
 - 区域割について県から市町村にコメントしたことはない。県として区域割に着目して清掃率を比較したことはない。(埼玉県)
 - 一部の地域において区域割はあるが、県として何かを言っているわけではないと思う。なおかつ、我々の課のほうで一般廃棄物ないし産廃も含めてそこら辺を取り扱っていないもので、細かくどういうふうに市町村に区域割をかけているかは分からないが、一部の市において区域割を行っていることは承知している。(長野県)
 - 一部区域割をしている地域もある。しかし、この区域割をすることによって清掃率がどうだというポイント的なものはないし、徳島県としても区域割を推奨している

という実績はない。徳島県としては別の話になるが信頼性の向上をどうするのだと
いうことで、面整備、いわゆる基盤整備を先に行おうということ、協議会の中で
清掃団体、保守点検団体を含めて一律に基盤整備を先にやろうという話に落ち着い
ている。一部であるが、議事録に少し残しておいてもらいたいのだが、その中で先
ほど県議会の先生の中で県民の皆様にご不便が生じないように、特定既存単独処
理浄化槽の話は慎重に段階的に対応を進めていこうという答えをもらっているの
で、徳島県の方向性としてはそのような形になっている。先ほど言っていた区域割
に関しては基盤整備をしっかりと行うことによって、清掃率や点検率、法定検査率
などが上がってくるということを協議会の中でしっかりと話し合いをしているので、
これを行うことによって全体的に上がっていくであろうと考えている。(田村委員)

- ・ 区域割の件で、質問と意見を徳島県からもらったので。直接市町村の業務という話が先
ほどあったが、今言っていた法定検査もあれば清掃実施率等もあると思うが、区域割を
行ったから即清掃実施率が上がるというようなイメージを私は持っていない。例えば一
括契約をして、そういうものを全部合わせながら行っていかないと、法定検査や清掃の
実施率が上がっていくことは難しいのではないかという感覚を持っている。確かに市町
村の業務ではあるが、その件について4県の皆様方で、まだ聞いてはいないというこ
とはあるかもしれないが、そのようなことを鑑みながらどのような意見を持っているの
か伺いたい。(古市委員)
- ・ 今の古市委員からの質問で、4県の中で区域割等についてそれがいろいろな面でメリッ
トになるのか、あるいは逆にデメリットになるのかといった面の意見がもしあれば聞か
せてほしい。今すぐということでもないのと、今の件は実はこの後の議題に関連してく
ると思うので、そちらのほうでまた改めて議論してほしい。(小川座長)
- ▶ 区域割のメリットとデメリットで肌感覚的な話になるが、メリットとしては区域割
をすると一つのところに電話したら清掃ができること、デメリットはその逆で清掃
を頼んだのに行ってくれない、1か所しか清掃業者がなければそういった問題が出
てくる。また、清掃率を上げるために行こうと、年に1回行うとなったときに、清
掃を受け入れてくれる終末処理場の老朽化によって受入れ体制が取れていないと
いうことが顕著に現れてきている。我々の協議会によっていろいろな清掃率、受検
率、点検率を上げているが、その結果終末処理場の受入れが取れていないことが浮
き彫りになってきている。その対応をするために、下水道と浄化槽を一緒にしよ
うというふうに動いている。メリットとデメリットはほかにもたくさんあると思う
が、お客様が電話したが行けない、私は清掃業者でもあるし、点検業者でもあるし、
メーカーでもあるし、施工業者でもあるので、その分お客様の話をよく聞く。肌感
覚的な部分では、少し弊害が大きいのかもしれない。業界によっていろいろな意見
があると思うが、メリットとデメリットは往々にしてあると思う。清掃率を上げ
ると終末処理場に持っていけないということが、今一番大きなデメリットになって
いると肌感覚的には出ている。(田村委員)
- ・ 今の意見も次の課題に極めて関連することだと思うので、また改めて検討してほしい。

ほかになければ、ヒアリングはここまでとする。4 県の方には大変貴重な説明、報告、情報提供にいろいろと感謝している。次の課題も引き続き参加のほどよろしく願いたい。(小川座長)

(4) 論点整理及び対応策に関する議論

① 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

- ・ 具体的な事例として何か話すわけではないが、例えば漏水やそういうことで特定既存単独だとするとしたときに、片方で修繕をした場合にそれをどう扱うかということを入れだすと、非常に曖昧になってくると思う。どこでどう区切るかは別として、ある程度厳しい判断基準を求めたらそれに従うとすべきである。修繕や改善すればよくなるというところまでは許容しないというものの見方をしないと、難しいのではないか。(河村委員)
- ・ 特に漏水に関しては、先ほどのヒアリングのところでも即特定既存単独処理浄化槽の判定に至るという説明もあったように、漏水については明らかに環境に対する影響も課題なので、当然厳しい措置という形になると思う。今の河村委員の意見に対してはどうか。ただ、法令上は除却または補修であり、補修でもいいという苦しいところである。(小川座長)
 - 私も単独処理浄化槽は設置後大体 30 年、あるいはそれ以上、旧構造基準の単独では 40 年以上経っているということもあって、漏水があれば判定をして除却につなげるというのはごく普通の措置だと思っている。ただ、ここの黒丸の五つ目にもあるが、こういう情報を得るためには 11 条検査が一番分かりやすいのだが、その 11 条検査を新たに受けたら特定既存単独処理浄化槽と判断されたと。自ら費用を払って 11 条検査をしたら判定されて、そこで除却を求められたと。これは経済的にもかなりきつい措置である。長野県で上乘せ補助があってはどうかというような話があったが、特定既存単独処理浄化槽になればプラスアルファの補助があるというのは非常に分かりやすい方法かと思った。そこに至る行政的なバックボーンが難しいのかもしれないが、私も特定既存単独処理浄化槽に判定してほしいと言ってもらえるぐらいにしたほうがいいという感覚もある。黒丸の二つ目とつなげて五つ目のところは重要なところかと認識している。(酒谷委員)
- ・ 4 県の方にちょうど参加してもらっているので、今の件はどうか。特定既存単独処理浄化槽に判定されて除却に至るとなると、保守点検も若干の費用負担がかかるが、そういったものに対して行政的な支援を設けることによって、さらに特定化に対する対応が進みやすいのではないかとということである。地方自治体として何か意見があれば聞きたい。非常に厳しいところで、財政支援は余裕があるわけではないので難しいところだとは思う。(小川座長)
 - 実は空き家問題のときにも同じような問題が起こった。そのときに議論があったのは、逆に特定既存単独処理浄化槽と判定されるまでほったらかしにしておいたほうが補助金がもらえてしまう。より危険の程度の軽いところに対応をすると補助金が

出ないというのは、逆に不公平ではないかという問題であった。特定既存単独浄化槽への対応に際しても、そのことは十分に考えなければいけない。補助金を設けることで、逆に補助金がもらえるまで必要な修理等がなされず、ほったらかしにされてしまう、特定既存単独処理浄化槽と判定されてから補助金をもらって修理するというような世界にはならないほうがいいかと思う。(嶋田委員)

- ▶ この 4 点目のところで、自治体の体制整備、業界団体の協力というところがあるが、我々の福岡県田川市では個人設置の浄化槽に対して財政支援の上乗せや、公的管理を進めていくことで設置基数を伸ばしている実績がある。具体的には約 25% が単独処理浄化槽からの転換になっている。ほかのいろいろな県の状況を聞かせてもらったが、指摘、指導、改善の命令を出す以上はその後の措置までを整備していかないとなかなか出しづらい。そういった措置を講じたとしても、その後の体制がうまくいかなければなかなかそれも出しづらいところがあると感じている。長野県の説明であったが、財政措置の拡充についてはやはり必要ではないかと考えている。(廣末委員)

- ・ 単独転換のときだけの財政措置ではなくてそれ以降に、しっかりと施工する、さらにはしっかりと点検、清掃、検査も受けるといったことも条件づけることが当然ながら必要だと思う。(小川座長)
- ・ 論点の中で 6 点あり、最初の一つ目のところで、「判定プロセスや基準に関して環境省指針を具体的にどのように見直すべきか」ということについては、やはり先ほどの都道府県の意見を聞くと、見直しはすべきというふうに現状を見ても思っている。二つ目の、「浄化槽に漏水があれば、直ちに特定既存単独処理浄化槽と判定するものとして」ということで、先ほど 5m、30m の井戸との距離の話があったが、過去にある都道府県の保育園で結構な人が亡くなったということが、今から 35 年ほど前にあって社会問題になった事件があった。それを考えると、やはりこれは必要ではなかろうかと。起きた後では遅いという意味で、必要ではないだろうかと考えている。三つ目のところで、「11 条検査結果報告書に特定既存単独処理浄化槽との判定（もしくはその可能性）を明示することは、一部の都道府県では独自の運用として行われているところ、全国一律に同様の運用を求めるとすべきか」ということについては、やはり全部一緒にすることは難しいと思うが、重要な要素と考えられるところについては全国で一律の部分を残しつつ、それにプラスアルファで行っていけばいいのではないかと思っている。上から一つ目、二つ目、三つ目の丸についての意見ということでよろしく願いたい。(古市委員)
- ・ 一つ目の見直しという部分については、先ほども少し言ったがシステム協会のほうでも一つ一つ細かい部分の定量化という作業を現在行っている。そういった意味では見直しをする方向に進んでいる。まだ結論をここで言うという段階にまでは至っていないが、具体的な部分として定量化できるところはできるだけしたいということで議論している。二つ目の漏水は、恐らくほとんどの方々がいろいろな意味で井戸が近くにある、ないに関わらず影響が大きいので、やはり即特定既存単独処理浄化槽に判定するという部分に結びつけるのではないのかという意見が多いと思う。ただ、補修もよいという法令

があるので、補修をしたことによって漏水が収まれば一応クリアという形にはなると思う。特に単独処理浄化槽の場合は設置年月日も相当以前にわたっているので、耐用年数をもし 30 年を基本にすれば超えている割合が圧倒的に高いし、私もそうだができるだけ FRP 浄化槽というか浄化槽の耐用年数を伸ばす方向で今まで自分自身も議論してきたので、30 年ではない 50 年だというと、なかなかそれがやや逆行する可能性も踏まえる。(小川座長)

- ・ 症状によると思うが、補修も確かにあるかもしれないが、どういう漏れの症状とリンクをさせるかというような、例えば今システム協会で議論されている中でそういう話はあるか。どういう補修の扱いがあり得るか何ってでもいいか。(河村委員)
 - ▶ メーカーとしては、補修は極力行いたくはない。例えば我々の協会の規格としては、製造をやめてから 7 年間は補修用の部品を確保しておくが、単独処理浄化槽だとそれは当然超えているので部品を持っていない。ただ、在野の業者も含めて FRP で補修をすることはそんなに難しい話ではないので、どんな補修でもできないことはない。それが合理的に動くかどうかはともかくとして、その瞬間は補修できるというのがこの FRP という特性なので、そこはなかなか否定できない。ただ、メーカーとしては当然行いたくない。(酒谷委員)
 - ▶ やはりこのところをかなりクリアにしないと、この議論が残ると思う。あるところで判断せざるを得ないところがあると思う。(河村委員)
- ・ 今の指針だと、著しい、あるいはおおむねなどのやや抽象的な表現を使っているところもある。(小川座長)
- ・ 3 年前に特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針について議論になったことは、FRP なので修理ができてしまうこと。ただし、本体の主要部品の材料強度が 50 年で 6 割ぐらいに低下するというデータが出てきた。そうすると、材料力学的に言えばどこかを強くしたらコンクリートと同じように全体の劣化が進んでいるので、他の箇所が破損する可能性がある。2 回目の修理を行っても時間の問題で、いつまた壊れてもおかしくない。ということで、大臣指針にもあるが、修正の回数が何回目かということを引きちんとしておかないといけない。補修は必要だと思うが、やはり 2 回、3 回となってくると寿命だと。修理しても対応できないものは寿命という考え方なので、少なくともそういうものがないと河村委員の言っているような危惧は払拭できないのではないかと思う。(古市委員)
- ・ 一度の補修をまたさらに複数回重ねることになると、当然劣化の進行もより促進される。(小川座長)
- ・ 対処療法的なものだけではなくて、予防的な考え方を入れたほうがいいと思う。(河村委員)
- ・ 漏水に関しては、皆様の話にあるように当然 FRP なのでほぼ直すことが可能になっているが、先生方が言うように何回かというものを決めてもいいのかもしれないと思う。ただ、指定検査機関から話をさせてもらうと、あまりに厳しい判定内容にすると、法定検査を受けなくてもいいのではないかという考えが出てくる可能性もある。そこも少し

加味してもらえればうれしい。この特定既存単独処理浄化槽はどうしても浄化槽が個人財産であるがゆえに、やはりお客様の懐具合が当然かかってきて、単独転換をするときの先ほどから話が出ている費用の捻出に関して、県民の不公平感をどういうふうに取りっていくのかということで、そこも少し考えていったほうがいい。法定検査を受けていない人たちは怒られないのに、何で真面目に受けている私たちが怒られるのかという議論が先ほどの話の議会の中でも出てきたという話を加えてさせてもらった。(田村委員)

- ・ やはり費用負担という面が出てくる。(小川座長)
- ・ 当然漏水ははっきりしたほうがいいと思う。この基準は絶対につくったほうがいいが、少しそこも加味しながら。そのために私が先ほどから話している全体的な基盤整備をしっかりとすることによって、この基盤整備があるがゆえに、単独転換をしてもらえないかというふうな形に持っていけると思う。基盤整備で100%の受検率、清掃率、保守点検率をすることによって、将来的にはそこに対する税も加えることができるのではないかと徳島県としては考えている。そこまで行くと、特定既存単独処理浄化槽を転換する話がしやすくなってくると思う。今の段階で言えば、個人財産であるがゆえに懐具合にまでいくという話である。(田村委員)
- ・ 先日、全国の検査機関の事務局長会議があった。そこで質問が出た中で、やはり法的に特定既存単独処理浄化槽を指定してしまうと、浄化槽管理者が法的措置を取ってくると考えるとなかなかできないのだ、しづらいのだという意見があったことも事実である。ただ、そこをあまり気にしていると全く前に進めなくなってしまう。何かそこで一步進まなければいけないということは、やはり破損しているものは指定してしまうが、山梨県が行っているように不具合が改善される余地がないとか、そのほかにも改善の意思が見られない、あとは今話が出たように修理も何回までとか、そういうものを盛り込みながら指定できる方向で検討できたらいいと思っている。(成田委員)
- ・ 特定既存単独処理浄化槽で除却という判定をされると、浄化槽管理者としては財政的な支援がなければなかなかその対応に添えないという意見もかなり予測できる。そういった面も今後は議論していかなければいけないと思う。(小川座長)
- ・ 先ほど徳島県の田村委員の話を伺ってなるほどと思いつつも、やはり今あったようにあまり世論を気にしすぎて色々なものに対して遠慮し過ぎてしまうと、まずいようにも感じた。我々としては、あくまで合併処理浄化槽に転換していくことを最後の目標として据えなければならぬのではないかと。そう考えていくと、建築基準法の既存不適格をめぐる扱いが参考になりうる。周知のとおり、古い建物で現行法の基準に適合しないものであっても、建築基準法が制定される前からあるものであれば、「既存不適格」として扱われ、許容される。しかし、大規模修繕を行う際には、現行法に適合するようにしなければいけない。それと同じようなロジックで言えば、やはりかなりの修理を要するような場合、たとえば何度も壊れているなど、それはもう建築基準法という大規模修繕に当たり、現行法に適合しなければいけないという形で転換を図ってもらおう。そこは、一定の基準をつくって従わせてもいいのではないかと気が個人的にする。そして、先ほど経済的インセンティブの話があったが、補修は経済的インセンティブの対象にはせ

ず、除却や合併処理浄化槽への転換などへの経済的インセンティブとして限定したほうがいいのではないかと思う。もう一つは、マイナスの方向での経済的インセンティブを考えても良いのではないか。行政法的には「執行罰」という言い方をするが、行政上の義務を義務者が履行しない場合に、行政機関が過料の警告を発し、それでも期限までに義務が履行されない場合には過料を課すことにより、間接的に義務の履行を強制する方法である。一定の期間内に義務の履行がないときは、履行まで繰り返し過料を課すことができるのが特徴である。この執行罰の仕組みを導入することで、改善の意思が見られない者に対して対応することも考えられるのではないか。また、特定既存単独処理浄化槽の認定に際しての判断手順の問題とは別に、改めて、自治体の実施体制には十分な注意を払っていただきたい。業務増加に伴う人件費が交付税にきちんと算定されているのかも気になるところである。自治体の実施体制が不十分では、法目的の達成はままならないので、強調しておきたい。最後に、私が今日、地方議会のことを言ったのは、これまで上がってきた論点とは別に、自治体に本気で取り組んでもらうためには、地方議会への働きかけが極めて重要だからだ。たとえば、全国都道府県議長会や市議会議長会といった地方三団体を通じて、この問題への意識を高めるような取り組みも大事ではないか。地方議会で問題になると、行政上の優先順位が高くなっていく。直接的な対応策だけではなく、こうした間接的な取り組みも必要ではないかという気がしている。(嶋田委員)

- ・ 先ほどの経済的なインセンティブという部分については、除却と補修とでやはり差をつけて、除却であれば財政支援をするが補修程度であれば財政支援がないなど、そこを浄化槽管理者がどう判断するか。ある意味では除却のほうに言い方は悪いが仕向けていくというか、そちらの方向に向かわせるという対策も必要ではないかという意見があったと思う。(小川座長)
- ・ 環境省に伺いたい。例えば今の想定される特定既存単独処理浄化槽の数が約 6,000 件だとする。これが増えるかどうか分からないが、最初のときに言われた数値としてこれがあつたと思う。これに対する合併転換への補助を別あつらえするようなことは仕組み上できるのか。何年間に分けて行えば、膨大な額ではないと思う。(河村委員)
 - 予算制度上は特定既存単独処理浄化槽として命令を受けたものに対して法律上明確に切り分けられるので、それに対して先ほどおっしゃっていたようにインセンティブを与えることは仕組み上別にそれができないということはない。一方で、嶋田先生がおっしゃっているように管理状態が悪くてずっとほったらかしにし続けた人に対して、ボーナス、上乘せを与えることの政策的ロジックは検討する必要がある。(環境省)
- ・ 公衆衛生や環境保全ということに対してもっと表に出すようにすれば、確かにその人にとっては丸もうけかもしれないが、ほかの人たちに対する影響があるわけで。そちらを重視するなどの何かロジックを考えたほうが良いような気がする。(河村委員)
 - 今の指摘も恐らくヒントになると思うが、やはりほったらかしにした人を優遇するのかという、その合理的な説明ができるかどうか。制度設計はできるが、施策決

定のプロセスで関係者の理解を得られるかというところが一番大きいかと思う。

(環境省)

- ▶ 考えてもらうべき内容ではあると思う。(河村委員)
- ▶ そうは言っても、自主的に合併処理浄化槽に転換した方も相当数いるわけなので、その方々が逆に不公平な立場になってしまうという部分もある。(小川座長)
- ▶ そうすると自発的に単独転換を考えていた人でも、しばらくほったらかしにして都道府県から指導をもらったほうが得ということになる。そういうものを排除できるのか、行おうとするといろいろと詰める論点が出てくると思う。(環境省)

② 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化等について

- ・ 終わりの時間が16時半になっているので、次の課題に移らせてもらう。資料2の(2)維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化等についてということで、ここに6点ほど上げられている内容がある。これについて意見等があればよろしくお願ひしたい。特に台帳整備は行政だけでは整備できないので、そこには当然保守点検業者、清掃業者、指定検査機関等が関わってくる形になる。そういった面も含めて、どうやって体制を確立していくかということに重点が置かれるのではないかと思う。その中には先ほど県の報告の中にもあったように、法定協議会を設立することによってそういった面もカバーできるという説明もあったと思うので、そういう点で議論してほしい。また、区域割の件もあるので、そのことについてもいわゆる保守点検の実施率、あるいは清掃の実施率、さらには法定検査の実施率の向上に向けてどんなことが必要かということも加えて検討してほしい。(小川座長)
- ・ 台帳や電子化などそういうことに関してトップランナー的などころはあるのか。(河村委員)
 - ▶ 率で言うと、例えば岐阜県は全てにおいて断トツトップに近い。(小川座長)
- ・ 岐阜県はらくらく契約で、一括で行っている。それ以外の特段の手段を持っていないところは。(河村委員)
 - ▶ 参考資料1で、これは環境省がまとめた資料の表面が都道府県の検査実施率、裏面が点検と清掃の実施率。単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の内訳も示しているので、こういう中で見ると確かに岐阜県がいずれにおいても断トツである。それ以外の都道府県でも高いところはある。(小川座長)
- ・ 一般論で議論するのではなくて、そういうトップランナー的などころや何か抽出すべき対象を持つモデル的などころも出す必要があるかと思った。(河村委員)
 - ▶ そういうことであれば、場合によっては今後岐阜県の方にもこの検討会に参加してもらい、直接なぜ高いのかという説明を受けたらどうかと思う。この検討会の本年度末は今日だが、まだ継続するということが第1回のときに説明があったので、その際に岐阜県の方にも入ってもらうという。いわゆる何が率を高くしているのかというところ。(小川座長)
- ・ 岐阜県が全てにおいて高いという話があったが、では何が障壁になっているのかという話である。徳島県において台帳整備はいつも話をさせてもらっているが県とともに2次

元バーコードリーダー、QRコードで台帳整備を行い始めたところである。3月1日より行って、今のところ障壁のない形で行っている。あくまでも徳島県としては当然浄化槽法ができてから、令和元年に法改正があってからそれに則って我々を行っている。協議会をつくって浄化槽台帳を行ってというところに来ている。その中での障壁は一体何かというと、いろいろなところが徳島県に視察に来てくれていて、その方たちといろいろと話している中で、協議会をつくるための障壁になっているものはやはり行政や業界団体になってくる。業界団体が多種多様に様にある。保守点検業者は一つの保守点検業者だけなので、やはり清掃団体がばらばらになっている地域が少し障壁になっているという話を聞いている。岐阜県に関しては、恐らく清掃団体が一つになっているがゆえに高い清掃率を保っていると考えている。しかし、他の都道府県は例えば大きく分けて保全協会や環整連などほかにも団体や組合があり、そこにも入っていない業者がいる。先ほどの資料の中でもたくさんの団体があるというふうに言っていたが、ここが一番大きな障壁になっている。国は一部法改正を行ったときに協議会をつくるようにというふうにしたが、協議会ができない理由がそこにあるという話を聞いた。岐阜県を例えば参考的に呼んで当然どうすればいいという話にもなるが、やはり複数の団体があるところの方々の協議会をどのようにつくったのかという話を聞いたほうが、今後の台帳整備につながっていくと思う。恐らく清掃業者が管理に携わっている。清掃業者が浄化槽を施工しているところもたくさんあると思う。その団体がばらけているところ、一つの団体が収まっている都道府県の意見を聞いたところで、皆様が想像しているように協議会はいいということしかできないと思う。ここの協議会をつくる肝は一体何だということなので、そこは清掃団体と手を結ぶところにあると思う。今回の何が障壁かというのが、その部分につながってくると思う。行政の現場は今全く追いついていない。その中で下水道から浄化槽にインフラを変えると、下水道の10年概成によって浄化槽は重要なインフラであるということを知ってくれたので、ここで初めてやっと浄化槽の信頼性の向上と不公平感の解消につながってくると思う。それに対してのDXなどを行っていかねばいけない。ここの障壁は恐らくそこにあると思う。区域割にしてもそうだが、区域割以外のところの加盟していない清掃業者もあるので、そこをクリアすることが台帳整備と、遅れていると言われている浄化槽の信頼性の向上につながっていくと思う。少し難しいコアな部分に入ってくるかと思うが、一概にこの表だけを見て100%だからここが優れているという考えを少し変えてもらえたらと。ほかの都道府県が今一番悩んでいるところはそこである。協議会ができない理由はそこだと。徳島県は令和が始まってから協議会もできたし、今動かしている。インフラを下水道から浄化槽へチェンジするというので、下水道と浄化槽をマッチアップすることも成功した。何でできたのかというと、その障壁は一体何だということが肝になってくるのはその部分だと思う。それをどのようにすればいいのかということ、ぜひ考えていったほうがいい。

(田村委員)

- ・ そういう意味で、新たに協議会を立ち上げて云々という部分については、まさに田村委員がこの委員会に参画している大きな理由の一つでもある。やはりそうは言っても、岐

岐阜の方に来てもらったほうが中立な意見が伺える気がするので、事務局と環境省のほうで後ほど詰めてもらい、岐阜県あるいは今提案してもらった法定協議会の件で参入したほうがいいという自治体についてぜひ検討してほしい。時間が迫ってきているがまだ若干あるので、議題（2）について何かコメントや発言があればお願いしたい。（小川座長）

- ・（2）の黒丸の一つ目から三つ目に情報収集の話がある。先ほどの各都道府県の話だとやはり個人情報の問題が出てきていて、対応として長野県では法令関係で義務化するというような話があったので、そこら辺のところを整備できれば一つ目の黒丸から三つ目の黒丸はある程度対応できるのではないかと思う。いろいろな法の整備があると思うが、各都道府県の資料を見るとそれがいいのではないかと思った。（古市委員）
- ・確かに先ほどのヒアリングでも、各県で個人情報保護法に関わる部分がかかなりハードルになって、思っているほど進まないような案件もあるというふうに伺った。そのところもクリアしていかないと、台帳整備の完全化を目指すことは非常に難しいと思う。（小川座長）
- ・先ほど通知文を出してほしいという話が埼玉県からあった。浄化槽法に根拠が明記されていないということであれば、法律に明記したほうがいい。通知文では足りないところである。あともう一つ、先ほど協議会の話が出ていたが、これは参考例として地域公共交通の分野でも従前からなかなか関係者が声をかけても集まってくれないという問題があったので、地域公共交通活性化再生法では、同法に基づく法定協議会につき、参加者に参加応諾義務が課せられており、参加を要請された場合に拒むことができない仕組みになっている。浄化槽法でも、この仕組みを参考にすることで、協議会が取組のきっかけの場になっていくような仕掛けにするといいと個人的には思っている。（嶋田委員）
- ・先生の見解として、義務化に近い状態は法制度上可能なのか。（小川座長）
 - 今言った活性化再生法では既に義務化しているので、当然、それと同じ仕組みはできると思う。（嶋田委員）
- ・埼玉県からの、国から市町村への通知をお願いしたいという要望だが、環境省のほうは何かあるか。（小川座長）
 - 嶋田委員の質問や埼玉県の要望にもあったが、現行法においても浄化槽台帳の作成に必要な情報、清掃情報、保守点検情報については、浄化槽法 49 条の 2 項だったかと思うが、情報提供を求めることができるという規定はある。その規定に基づいて情報の求めをしてほしい、そういったものをしっかりと活用して情報収集するよということとは環境省から各都道府県にお知らせしているが、それでもなお、やはり個人情報の観点でという話が現場からは届いているというふうに認識している。環境省としては法律の根拠はあるという話もしているが、なかなか法律上の話と実態で受容されるかどうかは難しいところであり、そこは環境省の説明不足があるのかもしれないが、現場はそういうふうになっていると思っている。（環境省）
- ・例えば改めて今の件に関して通知を出すということはどうなのか。（小川座長）
 - それはもちろん可能である。これまでもいろいろな場でお知らせもしていて、改め

て通知することも可能だが、浄化槽法の規定を活用してほしい、それは個人情報保護法上も認められているという話をして、通知を出して効果があれば我々もしっかり行いたいと思っている。もう少し現場の意見も聞きながら対応していきたいと思う。通知も一つの案だとは思う。(環境省)

- ・ 確かに、浄化槽法 49 条 2 項は「都道府県知事は、浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めることができる」と定めていることから、市町村等は、都道府県に対して情報提供すべきと考えられるわけだが、市町村等の立場からすると、「あくまで同条文は、都道府県知事が情報提供を求めることができるという規定であって、市町村側が応じる義務が課せられているわけでもないし、個人情報保護の問題がなくなると書いてあるわけでもないので、積極的に情報提供するという事にはならない」ということなのかもしれない。そう考えると、法律の中で「市町村等は協力をしなければならない」と明示的に書き込むと、市町村等の関係者からすると、より安心できると思う。(嶋田委員)
- ・ 保守点検の情報だけに関して、茨城県では保守点検の登録条例施行規則において、保守点検業者は 1 年間の保守点検の実績を報告しなければならないという項目があるので、ほとんど集まってきていることは事実である。これも全国的に横展開をするなど、それが清掃のほうにも同じような展開ができればいいと思う。参考までに茨城県ではそういうふうな条例規則を定めている。(成田委員)
 - それは、今のところは保守点検だけか。(小川座長)
 - 県は登録した保守点検業者にそういうことを求めているということである。(成田委員)
 - ある意味で、登録の要件にもなっている。(小川座長)
 - 多分要件までにはなっていないと思う。(成田委員)
- ・ 先ほどの保守点検のデータなどを上げるという話は浄化槽法上の中だと思うが、埼玉県が言っていたものは、個人情報保護法の改正に伴って水道のデータなどを台帳整備に対して上げられないかというような視点かと思う。昨年個人情報保護法が改正されたことによって、その目的のために水道データなどが上げられると思うが、そういうところに対して通知を出してもらえないかという意見だと思う。そこら辺は何か出せる余地は存在するのか。(山崎委員)
 - 行政の違う部局からということ。(小川座長)
 - 水道データや空き家情報をということ。(山崎委員)
 - 逆に言えば、もっと水道情報や空き家情報を出すようにと、もっと直接的に言うべきではないかということか。(環境省)
 - そうような通知を出してもらえないかということが、埼玉県の国などへの要望に書かれた内容だと思っている。(山崎委員)
 - これまでも例示としてこういった下水道接続情報や、過去の通知でも、それこそ浄化槽法の改正の通知においても示しているが、今般の個人情報保護法の改正を踏まえて、改めてそういった具体的なことも明示して通知してほしいという主旨だと理

解した。そういう主旨、指摘を踏まえて、要望を踏まえて検討はもちろんできると
思っている。(環境省)

- ▶ そうしてもらえると、難しいことだとは思っているが、台帳整備の中で水道が整備
されていて、かつ下水道エリアを除いてという話の中で、まず母体は分かると思う。
その中で保守点検データや清掃データなどをどう突合させていくかという議論に
なっていくと思うので、そこら辺は可能かどうか分からないが検討してほしいとい
う主旨で発言させてもらった。(山崎委員)
- ▶ また埼玉県の見解も、もう少し詳細も伺いながら対応を進めたいと思う。(環境省)
- ・ 先ほどの情報提供の話で、浄化槽法第 49 条の第 2 項ということだが、都道府県知事が
関係の地方公共団体の長、その他の者に求められるという、このその他の者というの
はどのぐらいのところが想定されているのか。保健所ぐらいなのか。もっと先まで想定さ
れているのか。(蛭江委員)
- ▶ ここは特段の限定を設けていないので事業者も含めてその他の者ということで、こ
の法律でできる相手方としては対応されるものではないかと思っているが、実態と
してはなかなかどこまで広がっているかというのは少し難しいところかもしれな
い。法律上は限定していない。(環境省)
- ・ 場合によっては、直接の場合はこれが直接効くが、間接的に地方公共団体が、いわゆる
基礎自治体がさらに情報を集めてそれを提供するなど、先ほどの事務移管のような話に
なってくるともう 1 個何かが要るかもしれないという感じなのか。本来的には大本が都
道府県知事からの要請だという。(蛭江委員)
- ▶ そうだ。(環境省)
- ・ もう一つ、論点の議論としては少し戻ってしまうかもしれない。特定既存単独処理浄化
槽の定義としては、「既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保
全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの」だと。
私の資料の読み込みが甘くて大変恐縮だが、この状態が改善されると特定既存単独処理
浄化槽ではなくなるのか。東日本大震災の後の特措法の中で、放射性廃棄物の
8,000Bq/kg 以上が指定廃棄物になったが、あれも指定要件がなかったので一度指定し
てしまうとその後を外せないということがしばらく続いたと思う。指定した後につけたり
外したりするようなものなのか、一度つけたらなかなか外せないものなのか。その辺
がどう整理されていたかと思い、もし分かれば。(蛭江委員)
- ▶ 法律の手続き上は、特定既存単独処理浄化槽に該当すると判断したものに対して、
都道府県知事が指導なり勧告をする手続きから始まる。結局はその手続きが完結す
るかどうかが判断だと思う。先ほどの除却は分かりやすいが、補修な
どによって指定の判断根拠だった漏水などが解消されて、これ以上はもう指導はし
ないというふうに判断したのであれば、法律的に指定要件はないが、それ以上の指
導をしなければ事実上特定既存単独処理浄化槽ではなくなるということになる。そ
れがまたもう 1 回水漏れを起こしたら、もう 1 回指導してそこでまた手続きが繰
り返される可能性はある。(環境省)

- それは台帳上ではどう整理されるのか。(蛭江委員)
- 指針をつくったときは、特定単独処理浄化槽で経過観察を行うという書き方になっている。(古市委員)
- 経過観察ということは、まだ「特定」である指定は取れていないということか。(小川座長)
- 特定の指定のまま経過観察というものが、指針・手引きをつくったときの考え方である。(古市委員)
- 今蛭江委員が言ったように、除却してなおかつ合併処理浄化槽に転換したのであれば、特定既存単独処理浄化槽ではなくなる。(小川座長)
- 休止し、特定ではない場合も台帳上はずっと「特定」の指定がついているということか。(蛭江委員)
- 補修の場合はどうなるのか。(小川座長)
- 人間に例えると、手術により病気が治り経過観察をしている状態なのだろう。(河村委員)
- 経過観察中は、「特定」の指定は取れないと理解した。(小川座長)
- ・ 先ほどの例がよくなかったが、指定廃棄物は明確に指定してその後の取扱いを変えていくが、措置をするために特定既存単独処理浄化槽とみなす状態にあるのだと、だからこれを行うのだという説明なので。先ほどの補助金の話のときに、明確にそこは分けられるというのはそのとおりでと思うが、そうすると余計にそれはどういう付け外しなのかははっきりしていたほうが、台帳上の整理がしやすいと思った。(蛭江委員)
 - 今蛭江委員に言ってもらった点は、まさに実運用をしている鹿児島県や山梨県でどういうプロセス、フローで行っているのかを、この後にいろいろとやり取りをさせてもらえればと思う。(MRA)
- ・ 台帳整備について、宮城県は台帳検査の実施率が高いことがあって、浄化槽法定検査センターや指定検査機関との連携の中で整備がされている。まずはやはり検査の実施率を上げていくことが一つ大事なのではないかと思っている。こういった検査なども導入して、センターのほうも非常に頑張っていて、その辺が受検率の向上につながっている。そういった取組から台帳整備につながっていくのではないかと考えている。(堀籠委員)
- ・ やはり検査機関のリーダーシップも必要だという意見だと思う。大変申し訳ないがほぼ予定の時間に来たので、まだ議論が尽くせないところがあると思うが、これをもって第2回の議題の検討は終了させてもらおう。この後は事務局と環境省で最終報告に向けた作業に入ってくると思う。私も座長という立場で多少関わることも必要かと思うが、ひとまず取りまとめたものが各委員のほうにメール配信されるので、もう一度今日の議論等を踏まえて確認してもらい、修正あるいは追加したほうが良いということがあれば、事務局に回答してもらえればと思う。それでは、本日の議題は全て終了とさせてもらおう。(小川座長)

<閉会>

- ・ 環境省 沼田室長より開会の挨拶を行った。
 - 長時間にわたる熱心な議論に改めて感謝を申し上げる。各自治体からのヒアリングの発表資料の中で、また、その後の議論の中でも制度面や財政面を含めてかなり具体的な提案を頂いた。現場からの提案として我々も非常に真摯に受け止めて、いろいろと議論の中でヒントも頂いた。次年度以降もこの検討会を継続予定であり、次回の第 3 回は各業界団体からのヒアリングも予定している。引き続きこういった現場の声を吸い上げてブラッシュアップを続けていければと思っている。来年度以降も引き続きどうぞよろしくお願ひしたい。

以上